平成２６年（再イ）第９号

長崎県長崎市油木町52番地93

再生債務者　大川　純一

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで

平成26年10月21日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第５０号

岡山市中区平井1117番地14

再生債務者　岡本　正己

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月11日まで

平成26年10月21日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２６号

岡山市南区浜野２丁目３番48号ニュークレスト―ル24コスモスＢ201号室

再生債務者　百本　寛明

1　決議に付する再生計画案　平成26年９月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月11日まで

平成26年10月21日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２号

長崎県対馬市厳原町豆酘2590番地

再生債務者　主藤　由夏

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月18日まで

平成26年10月21日

長崎地方裁判所厳原支部個人再生係

平成２６年（再イ）第３５号

広島市安佐南区上安２丁目42番23―３号

再生債務者　川畑　定男

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月18日まで

平成26年10月21日

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３９号

愛媛県松山市本町４丁目５番地７

再生債務者　田村　愼一

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月18日まで

平成26年10月21日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第４２号

愛媛県松山市堀江町甲1662番地の４

再生債務者　松田　恭子

1　決議に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月18日まで

平成26年10月21日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２７５号

東京都葛飾区西亀有４―20―９

再生債務者　藤巻　芳弥

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年10月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第９８号

愛知県春日井市穴橋町1606番地211　ボワデレーブ203号

再生債務者　田邉　一郎

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年10月20日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

山形県鶴岡市湯野浜２丁目10番７号

再生債務者　佐藤さちこ

1　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月18日まで

4　一般異議申述期間　平成26年12月２日から平成26年12月16日まで

山形地方裁判所鶴岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１１号

横浜市港北区綱島西２丁目23番32号　秀竹ハイツ202

再生債務者　岩崎　達也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年11月４日まで

平成26年10月21日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第４号

埼玉県新座市片山３丁目４番５―11号

再生債務者　奥冨　和幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月17日

さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月三日

掲載頁　六十二頁（号外第七十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十七日

掲載頁　六十四頁（号外第一六〇号）

平成二十六年十月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（甲）株式会社アウトソーシングテクノロジー　代表取締役　茂手木雅樹

東京都中央区日本橋茅場町一丁目七番七号

（乙）ネクシム・コミュニケーションズ株式会社　代表取締役　新井　均

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。甲の株主総会の承認決議は平成二十六年十一月十七日に予定しております。効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、第一項に基づき株主総会の乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.e-report.biz/0104/wellstone/

（乙）http://www.e-report.biz/0201/fillment/

平成二十六年十月二十九日

東京都港区東麻布一丁目一〇番一三号

（甲）株式会社ウエルストーン　代表取締役　北原　守

東京都港区東麻布一丁目一〇番一三号

（乙）株式会社フィールメント　代表取締役　石井　則文